

平成 18 年 3 月 2 日  
社団法人 不動産協会

このたびの耐震強度偽装事件を機に、マンションへの信頼性が損なわれたことは誠に遺憾である。当協会会員は、特に以下の点に改めて取り組み、マンションについての信頼を回復するため、積極的に行動する。

法令に基づく建築基準を遵守することはもちろん、より高度の安全性、耐久性を備えた住宅の開発、提供にさらに努めるよう社内体制を点検する。特に、住宅の設計および施工に関する事業主としての監理体制を再点検し、必要に応じ見直す。

住宅の安全性、耐久性等の基本性能について、販売の各段階を通じ、できるだけ詳細な情報開示を行い、顧客との契約に際しては、正確、十分な説明を行う。

顧客からの照会や要望に対して適切に対応する社内体制を整えるとともに、売買契約に基づく瑕疵担保責任およびアフターサービスを確実に履行する。